

いせはら自動体外式除細動器（AED）普及推進事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の施設に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の普及を推進することをもって、事故又は急病により心肺機能が停止した傷病者に対してAEDによる早期の除細動を行うことができる環境を整備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（AED使用可能施設の登録）

第2条 消防長は、市内にある施設が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、AED使用可能施設として登録することができる。

- (1) 薬事法上の認可を受けたAEDを設置し、かつ適切な管理が行われていること。
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進実施要綱（平成5年4月1日施行）に定める普通救命講習又は上級救命講習を修了した者が勤務し、又は居住していること。
- (3) 営業時間内又は公開時間内は、AEDによる救命処置が必要な傷病者の付近にいる者からの要請に対して速やかにAEDを提供できる施設であること。
- (4) 使用可能な施設であることを市のホームページ、広報紙等により公表することに同意すること。

（登録申請）

第3条 前条の規定により登録を受けようとする市内の施設の管理者は、消防長にAED使用可能施設登録申請書（第1号様式）を提出するものとする。

（登録）

第4条 消防長は、前条の規定によるAED使用可能施設登録申請書の提出があった場合で第2条に定める基準に適合していると認めるときは、AED使用可能施設として登録するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定によりAED使用可能施設として登録した場合は、AED使用可能施設登録台帳（第2号様式）に必要事項を記載し、AED使用可能施設登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）及びAED使用可能施設登録マーク（第4号様式。以下「登録マーク」という。）を当該AED使用可能施設の管理者に交付するものとする。
- 3 登録マークの交付を受けたAED使用可能施設の管理者は、登録マークを登録された施設の外部から見やすい場所に貼付し、AED使用可能施設であることを明示しなければならない。

（公表）

第5条 消防長は、AED使用可能施設を公表するものとする。

（AEDパッドの補給）

第6条 AED使用可能施設のAEDの電極パッド（以下「AEDパッド」という。）が応急手当に使用された場合、AED使用可能施設の管理者は、AEDパッドの補給を受けることができる。

（AEDパッドの補給申請）

第7条 前条の規定により補給を受けようとするAED使用可能施設の管理者は、消防長にAEDパッド補給申請書（第5号様式）を提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定によるAEDパッド補給申請書の提出があった場合、申請に係るAEDパッドが応急手当において、適正に使用されたものと確認したときは、AEDパッドを無償で交付するものとする。

(変更に関する届出)

第8条 AED使用可能施設の管理者は、申請内容に変更があった場合は、速やかにAED使用可能施設登録内容変更届書(第6号様式)を消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、登録台帳を修正するものとする。

(申請の取消し)

第9条 消防長は、AED使用可能施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、その施設に係るAED使用可能施設の登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める基準に適合していない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、AED使用可能施設として登録されることが適当でない場合

2 AED使用可能施設がAEDの設置を廃止し、又は休止した場合、AED使用可能施設の管理者は、速やかにAED使用可能施設登録取消届出書(第7号様式)を消防長へ提出しなければならない。

3 消防長は、前項に定める届出書を受理した場合、その施設に係るAED使用可能施設の登録を取り消すものとする。

4 AED使用可能施設の管理者は、第1項及び前項の規定によりAED使用可能施設の登録が取り消された場合、直ちに消防長に登録証及び登録マークを返還しなければならない。

5 第5条の規定は、第1項及び第3項の規定により登録を取り消した場合について準用する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日消防本部告示第2号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

A E D 使用可能施設登録申請書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

所在地
施設名
代表者
氏名

いせはら自動体外式除細動器（AED）普及推進事業実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

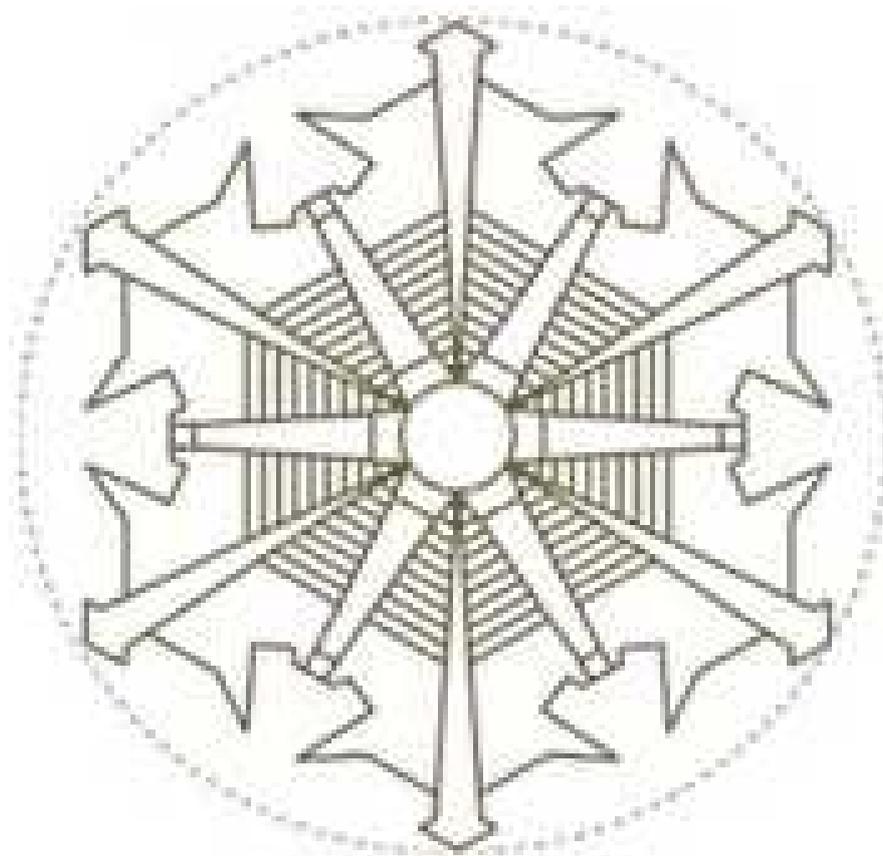
施設 の 名 称			
設置場所の所在地		〒 ー 伊勢原市	
設置位置（場所）			
管理担当課又は担当者氏名			
電 話 番 号		()	
救命講習等受講者	氏名	講習の種類	
	受講年月日	年 月 日	
	他受講修了者	名 講習の種類	
A E D 使用可能 な曜日・時間帯	曜日		
	時間帯		
A E D	設置年月日		
	設置場所		
	メーカー名		
	機種名（型式等）		
	電極パッドの種類	大人用・小児用・切換有	
	購入・リース等の別	購入・リース・その他（)	
※ 受 付		※ 備 考	

※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)
第3号様式(第4条関係)

AED使用可能施設登録証

AED使用可能施設登録証



事業者名称

登録年月日

登録番号

伊勢原市消防本部

備考

- 1 地色は鮭色とし、文字は黒色、中央のマークは金色で表示する。

2 横23.7センチメートル、縦36センチメートルとする。
第4号様式（第4条関係）



第5号様式（第7条関係）

A E D パ ッ ド 補 給 申 請 書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

所在地
施設名
代表者
氏 名

いせはら自動体外式除細動器（A E D）普及推進事業実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

施設名			
所在地	伊勢原市	電話	()
A E D使用年月日	年 月 日 () 午前・午後 時 分ころ		
A E D使用場所	伊勢原市		
傷病者	<input type="checkbox"/> 施設利用者 <input type="checkbox"/> 近隣住民 <input type="checkbox"/> その他 ()		
実施者	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 施設利用者 <input type="checkbox"/> 近隣住民 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用概要			
A E D の 情 報	メーカー名		
	機種名(形式等)		
	パッドの種類	<input type="checkbox"/> 成人用	<input type="checkbox"/> 小児用
	数 量	個	
A E D借用の有無	<input type="checkbox"/> 借用します。 <input type="checkbox"/> 借用しません。		
	貸出しA E D		
※ 受 付	※ 備 考		

※印の欄は、記入しないでください。

第6号様式（第8条関係）

AED使用可能施設登録内容変更届出書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

所在地
施設名
代表者
氏名

いせはら自動体外式除細動器（AED）普及推進事業実施要綱第8条の規定に基づき、
AED使用可能施設登録内容の変更について届出します。

施設名	
所在地	伊勢原市 電話 ()
変更年月日	年 月 日
変更項目	
変更前	
変更後	
※受付	※備考 (登録番号 —)

※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式（第9条関係）

AED使用可能施設登録取消届出書

年 月 日

伊勢原市消防長 殿

所在地
施設名
代表者
氏名

いせはら自動体外式除細動器（AED）普及推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり届出します。

施設名	
所在地	伊勢原市 電話 ()
登録年月日	年 月 日
登録番号	
取消年月日	年 月 日
取消内容	AEDの設置の（ <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止）
返却	<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録マーク
※受付	※備考

※印の欄は、記入しないでください。

